

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

| 目次                                                 | ページ |
|----------------------------------------------------|-----|
| <b>規 則</b>                                         |     |
| ○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）                    | 32  |
| ○北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則<br>……………（出納局総務課） | 32  |
| ○北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則……………（出納局総務課）                | 32  |
| <b>告 示</b>                                         |     |
| ○土地改良区の役員の退任の届出……………（農業施設管理課）                      | 33  |
| ○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）                      | 33  |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）                     | 33  |
| ○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）                      | 33  |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）                 | 33  |
| ○道路の供用の開始……………（道路課）                                | 33  |
| ○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………（河川課）                     | 33  |
| <b>総合振興局告示及び振興局告示</b>                              |     |
| ○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………                           | 34  |
| <b>道収用委員会告示</b>                                    |     |
| ○土地収用法による審理の開催通知書の公示による通知……………                     | 36  |
| <b>道警察本部告示</b>                                     |     |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示……………                             | 36  |

## 規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第44号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則  
北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。  
別記第35号様式の13中「2年」を「3年」に、「又は20万円」を「若しくは250万円」に、

「処せられます」を「処せられ、又はこれを併科されます。また、報酬を得、又は得させる目的でこの証票を損壊した場合は、刑法第96条の5の規定により、刑が加重されます」に改める。

別記第35号様式の14中「2年」を「3年」に、「又は20万円」を「若しくは250万円」に、「処せられます」を「処せられ、又はこれを併科されます。また、報酬を得、又は得させる目的でこの公示書を損壊した場合は、刑法第96条の5の規定により、刑が加重されます」に改める。

別記第37号様式その10中「2年」を「3年」に、「又は20万円」を「若しくは250万円」に、「処せられます」を「処せられ、又はこれを併科されます。また、報酬を得、又は得させる目的でこの封印を損壊した場合は、刑法第96条の5の規定により、刑が加重されます」に改める。

### 附 則

- この規則は、平成23年7月14日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第45号

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則（昭和35年北海道規則第100号）の一部を次のように改正する。

別記第12号様式中「2年」を「3年」に、「又は20万円」を「若しくは250万円」に、「処せられます」を「処せられ、又はこれを併科されます。また、報酬を得、又は得させる目的でこの証票を損壊した場合は、刑法第96条の5の規定により、刑が加重されます」に改める。

### 附 則

この規則は、平成23年7月14日から施行する。

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年7月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第46号

|                                                                                                        |  |  |  |                                                                      |  |  |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|----------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則                                                                                  |  |  |  | 平成23年 7 月12日                                                         |  |  |  |
| 北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。                                                              |  |  |  | 北海道知事 高 橋 はるみ                                                        |  |  |  |
| 別記建設工事請負標準契約書式第43条の 2 第 7 号中「第96条の 3」を「第96条の 6」に改める。                                                   |  |  |  | 完了年月日                                                                |  |  |  |
| 附 則                                                                                                    |  |  |  | 伏古第 3 畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水施設）平成23. 3.15                             |  |  |  |
| この規則は、平成23年 7 月14日から施行する。                                                                              |  |  |  | 同 同（暗渠排水）同 22.12.16                                                  |  |  |  |
|                                                                                                        |  |  |  | 同 同（土層改良）同 22.12. 9                                                  |  |  |  |
| 告 示                                                                                                    |  |  |  | 北海道告示第475号                                                           |  |  |  |
| 北海道告示第471号                                                                                             |  |  |  | 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。   |  |  |  |
| 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、共和土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。                                         |  |  |  | 平成23年 7 月12日                                                         |  |  |  |
| 平成23年 7 月12日                                                                                           |  |  |  | 北海道知事 高 橋 はるみ                                                        |  |  |  |
| 退 任 年 月 日 理事・監事の別 氏 名 住 所                                                                              |  |  |  | 1 解除予定保安林の所在場所 斜里郡清里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）                              |  |  |  |
| 平成23. 7. 1 理 事 秋 元 豊 一 岩内郡共和町老古美261番地 3                                                                |  |  |  | 2 保安林として指定された目的 水源のかん養                                               |  |  |  |
|                                                                                                        |  |  |  | 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため                                                |  |  |  |
|                                                                                                        |  |  |  | （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び清里町役場に備え置いて縦覧に供する。）                 |  |  |  |
| 北海道告示第472号                                                                                             |  |  |  | 北海道告示第476号                                                           |  |  |  |
| 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平成23年 7 月 4 日、音更町土地改良区の定款の変更を認可した。                                  |  |  |  | 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。                       |  |  |  |
| 平成23年 7 月12日                                                                                           |  |  |  | その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。 |  |  |  |
| 北海道知事 高 橋 はるみ                                                                                          |  |  |  | 平成23年 7 月12日                                                         |  |  |  |
| 北海道告示第473号                                                                                             |  |  |  | 北海道告示第477号                                                           |  |  |  |
| 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、道営土地改良（新西神楽地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗渠排水、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 |  |  |  | 河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。       |  |  |  |
| その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成23年 7 月13日から20日間、一般の縦覧に供する。                                                 |  |  |  | その関係図面は、北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。                               |  |  |  |
| 平成23年 7 月12日                                                                                           |  |  |  | 平成23年 7 月12日                                                         |  |  |  |
| 北海道知事 高 橋 はるみ                                                                                          |  |  |  |                                                                      |  |  |  |
| 北海道告示第474号                                                                                             |  |  |  |                                                                      |  |  |  |
| 次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。                                   |  |  |  |                                                                      |  |  |  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>北海道知事 高 橋 はるみ</div> <div>1 河 川 の 名 称 二級河川静内川水系古川</div> <div>2 廃川敷地等が生じた年月日 平成23年 7 月12日</div> <div>3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 (右岸) 日高郡新ひだか町静内海岸町 1 丁目 5 番地先、同 3 番及び同 2 番 1 地先</div> <div>4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 2,629.99㎡</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <div>(7) 納入地区において、当該調達物品を納入後10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。</div> <div>(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付したものであること。</div> <div>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</div> <div>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</div> <div>ア 申 請 の 時 期 平成23年 7 月12日（火）から 8 月 1 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで</div> <div>イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</div> <div>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080－8588 帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地<br/>北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課</div> <div>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</div> |
| <div>総 合 振 興 局 告 示 及 び<br/>振 興 局 告 示</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <div>北海道十勝総合振興局告示第62号</div> <div>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</div> <div>なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</div> <div>平成23年 7 月12日</div> <div>北海道十勝総合振興局長 徳 長 政 光</div> <div>1 入 札 に 付 す る 事 項</div> <div>(1) 調達をする物品等の名称及び数量<br/>除雪トラック（10 t 級） 4 台<br/>（交換契約により除雪トラック 3 台（10 t 級）及び除雪グレーダ 1 台（3.7m級）を契約の相手方に供し、除雪トラック 4 台を当該契約の相手方から調達する。）</div> <div>(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。</div> <div>(3) 納 入 期 限 平成24年 2 月29日</div> <div>(4) 納 入 場 所 入札説明書による。</div> <div>2 入札に参加する者に必要な資格</div> <div>次のいずれにも該当すること。</div> <div>(1) 平成23年北海道告示第 7 号に規定する物品の購入の資格を有すること。</div> <div>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</div> <div>(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。</div> <div>(4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。</div> <div>(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。</div> <div>(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。</div> | <div>4 契約条項を示す場所<br/>北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課</div> <div>5 入札執行の場所及び日時</div> <div>(1) 入 札 場 所 帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部 2 階 A 会議室（送付による場合は、郵便番号 080－8588 帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課）</div> <div>(2) 入 札 日 時 平成23年 8 月23日（火）午後 3 時（送付による場合は、必着）</div> <div>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。</div> <div>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</div> <div>6 入 札 保 証 金<br/>平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。</div> <div>7 入札説明書の交付に関する事項</div> <div>(1) 交 付 場 所 4 に同じ。</div> <div>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。<br/>なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る</div>                                                                                                                                                        |

返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：obihirodoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課  
(2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地  
電話番号 0155-26-9094

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Snow Removing Truck (10 tons class) Quantity 4

B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., August 23, 2011

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration,  
Obihiro Department of Public Works Management, Tokachi General Subprefectural  
Bureau, Hokkaido Government, 1-banti, Higashi 3-jo, Minami 3-chome, Obihiro 080-8588  
Japan  
Phone : 0155-26-9094

北海道十勝総合振興局告示第63号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年7月12日

北海道十勝総合振興局長 徳 長 政 光

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

小型除雪車（1.5m／800 t） 1台

（交換契約により小型除雪車1台（1.5m）を契約の相手方に供し、小型除雪車1台を当該契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 平成24年3月9日

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において、当該調達物品を納入後10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付したものであること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成23年7月12日（火）から8月1日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地  
北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所  
北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時  
(1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部2階A会議室（送付による場合は、郵便番号 080－8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課）  
(2) 入札日時 平成23年8月23日（火）午後3時（送付による場合は、必着）  
(3) 開札場所 (1)に同じ。  
(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項  
(1) 交付場所 4に同じ。  
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。  
また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：[obihirodoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:obihirodoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp)）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課  
(2) 所在地 郵便番号 080－8588 帯広市東3条南3丁目1番地

電話番号 0155－26－9094

11 Summary  
A Nature and quantity of the products to be procured :  
Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons class) Quantity 1  
B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., August 23, 2011  
C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Obihiro Department of Public Works Management, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 1-banti, Higashi 3-jo, Minami 3-chome, Obihiro 080-8588 Japan  
Phone : 0155-26-9094

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第9号  
土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。  
なお、当該書類を受領しないときは、平成23年8月1日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。  
平成23年7月12日  
北海道収用委員会会長 山 口 均

1 書類の名称  
審理の開催通知書（平成23年7月4日付け北収第126号北海道収用委員会会長通知）  
2 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに収用しようとする土地の所在・地番

| 住 所 | 氏 名                     | 収用しようとする土地の所在・地番   |
|-----|-------------------------|--------------------|
| 不明  | 不明<br>（ただし、（亡）佐藤恵子の相続人） | 札幌市中央区北2条東9丁目13番12 |

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第232号  
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成23年7月12日  
北海道警察本部長 殿 川 一 郎

- 1 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
警察官（男性）用夏服上衣（長袖） 3,349着  
警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 1,660着
- (2) 落札を決定した日  
平成23年6月17日
- (3) 落札者の氏名及び住所  
ア 氏 名 札幌市中央区北13条西17丁目  
イ 住 所 株式会社バル
- (4) 落札金額  
36,719,182円
- (5) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告  
平成23年5月6日付け北海道警察本部告示第182号
- 2 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
警察官（男性）用合服上衣 1,586着  
警察官（男性）用合服ズボン 2,765本  
警察官（男性）用合帽子 1,168個  
警察官（男性）用合活動帽 840個
- (2) 落札を決定した日  
平成23年6月17日
- (3) 落札者の氏名及び住所  
ア 氏 名 札幌市中央区北3条西7丁目1番地  
イ 住 所 株式会社北海道職員厚済会
- (4) 落札金額  
58,231,866円
- (5) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告  
平成23年5月6日付け北海道警察本部告示第183号
- 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-